

社会保障審議会 年金事業管理部会
「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」の設置について

1. 設置の趣旨

特定事由により国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等の申出に係る承認基準について、専門的観点から検討を進めるため、社会保障審議会年金事業管理部会に「特定保険料納付申出等に係る承認基準専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- 専門委員会に委員長を置き、委員長は事業管理部会長が指名する。

3. 検討項目

- ① 特定事由に係る申出等の承認基準
- ② その他

4. 運営

- 専門委員会の議事は原則公開とする。
- 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- 専門委員会の検討の結果については、社会保障審議会年金事業管理部会に報告する。

5. その他

- 上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。